

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第7条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第8条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（本業務の特記仕様事項）

第9条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1. 業務目的

本県では、能登半島地震を教訓に、緊急輸送道路の段差や崩落で通行不能となる恐れのある箇所を抽出し、復旧に必要な砕石を確保するとともに迅速に供給するための配備計画を策定することとしている。

当業務は、これらの計画を策定するために、南海トラフ巨大地震発生時における緊急輸送道路の道路のり面（山側・谷側）の崩落や落石等により通行途絶が生じる可能性のある崩落危険箇所の被害判定を行い、被害が生じるとした箇所の被害想定を行うとともに、道路啓開に必要な砕石量の算出を目的とする。

2. 想定地震

本業務にかかる想定地震は、平成25年徳島県発表の徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第1次、第2次）とする。

3. 業務概要

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 資料収集整理
- (4) 高盛土等の現地調査
- (5) 被害判定および砕石量の算出
- (6) 報告書作成

4. 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間打合せ（2回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

(3) 資料収集整理

県から貸与する緊急輸送道路における崩落危険箇所（479箇所）に関する防災カルテ（法面、落石点検記録）や道路パトロール（路面変状調査等）の点検記録等の資料を収集・整理する。

- ・崩落危険箇所 高盛土10m以上かつ集水地形 81箇所
落石、岩盤崩壊、擁壁などの未対策箇所 398箇所

(4) 高盛土の現地調査

- ① 高盛土10m以上かつ集水地形箇所（81箇所）の現地調査を行う。
- ② 雨水、湧水などの状況や道路構造について、状況写真や横断図（ペーパーロケーションレベル）を取りまとめる。

(5) 被害判定および砕石量の算出

- ① 収集整理した資料や現地調査結果をもとに、崩落危険箇所の発災時における被害の発生の有無を判定する。
- ② ①の判定結果で被害が発生する可能性のある箇所について、被害想定を行い、道路啓開に必要な砕石量を崩落危険箇所毎に算出するとともに、対策工事を行う優先順位を整理する。（想定数250箇所）

(6) 報告書作成

- ・上記内容について報告書としてとりまとめる。
- ・発災時に被害が想定される崩落危険箇所の調査結果（座標、想定被害、資機材）については、GISで扱えるシェープファイルを作成すること。

5. 成果品

- (1) 成果報告書：1部（A4版、簡易製本）
- (2) 上記電子データ：2部（正副各1部）

6. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者（県）とその対応について協議するものとする。
本特記仕様書に定めのない事項については、発注者（県）と受注者が協議して決定する。
- (2) 道路啓開に必要な砕石の位置と量については、同時期に実施する「道路啓開資機材掘削計画策定業務」の進行に支障が生じないよう提供すること。